

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

情報処理検定試験規則

(昭和 63 年 5 月, 平成 5 年 5 月, 13 年 1 月, 13 年 5 月, 14 年 5 月, 15 年 5 月, 25 年 5 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月, 令和 4 年 1 月, 5 年 11 月, 6 年 2 月改定, 令和 6 年 4 月施行)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は, 情報処理の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験・実技試験(第 2 級ビジネス情報, 第 3 級)によって行う。
- 第 3 条 検定は第 1 級(ビジネス情報・プログラミング), 第 2 級(ビジネス情報・プログラミング)および第 3 級の 3 種とする。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 2 回実施する。
- 第 6 条 検定の出題範囲については別に定める。
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも各試験において, 70 点以上の成績を得なければならない。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は, 次の様式とする。

様式

第 号
合格証書
第 級
() 氏名
年 月 日生
本協会主催文部科学省後援第 回
情報処理検定試験において頭書の
級に合格したことを証します
年 月 日
公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 印

- 第 10 条 検定試験受験志願者は, 所定の申込手続きを行い, 受験料を本協会に納めなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

情報処理検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第 2 条 試験規則第 5 条による試験日は, 毎年 9 月は第 4 日曜日, 1 月は第 5 日曜日とする。ただし, 1 月の第 5 日曜日がない場合は第 3 日曜日とする。
- 第 3 条 各級とも各試験について 100 点を満点とし, 制限時間は次のとおりとする。

	ビジネス情報		プログラミング		筆記試験	実技試験
	筆記試験	実技試験	筆記試験			
1 級	60 分		60 分	3 級	20 分	20 分
2 級	30 分	20 分	50 分			

- 第 4 条 プログラミングにおける言語は, マクロ言語とする。
- 第 5 条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
 - 第 1 級 1,800 円
 - 第 2 級 1,500 円
 - 第 3 級 1,300 円
- 第 6 条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第 7 条 合格発表は試験施行後 1 か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。